



平成 30 年 7 月 18 日  
株式会社 COLORS  
経営戦略部

## 住宅宿泊管理業者の登録申請受理に関するお知らせ

この度、株式会社 COLORS は、平成 30 年 6 月 15 日より施行された住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づき、7 月 13 日に家主不在型の住宅宿泊事業者から委託を受けて、家主業務の代行を行う「住宅宿泊管理業者」の登録申請が国土交通省に受理されましたのでご報告申し上げます。

### 記

#### ◆住宅宿泊事業法（民泊新法）について

日本における国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応し、観光旅客の来訪及び滞在を促進することにより、国民生活の安定向上と国民経済の発展に寄与することを目的とされています。

住宅宿泊事業法（民泊新法）では、大きく 3 つの制度が創設されました。

- ・住宅宿泊事業者に係る制度の設立
- ・住宅宿泊管理業者に係る制度の設立
- ・住宅宿泊仲介業者に係る制度の設立

#### ◆住宅宿泊管理業者について

家主不在型の物件の場合、住宅宿泊管理業者に管理業を委託することが義務付けられています。住宅宿泊管理業者は、適正な管理業の遂行や事業者との適切な管理委託契約の締結を含め、12 項目からなる義務項目があります。

本件に関する問い合わせ：経営戦略部（電話 03-6206-0345）

以上